

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第2号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 2. 9.

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

## 在外選挙制度導入背景

☞ 在外選挙制度導入前には国内に住民登録されていてこそ選挙人名簿に登載でき、選挙人名簿登載者の内、国内に居住する者に限り不在者申告ができました。

国内に住民登録されていない者は選挙人名簿に登載ができず、国内に住民登録されている者の内、国外一時滞在(予定)者は選挙人名簿に載っても帰国をしなければ選挙権を行使できませんでした。

☞ 2004年外国居住在外国民らが憲法訴訟を提起し、2007. 6. 28. 憲法裁判所は“住民登録を要件とし在外国民の選挙権を制限していること、国内居住者だけに不在者申告を許容すること、住民登録を要件とした国内居住在外国民の選挙権と被選挙権を制限するのは憲法で保障している選挙権と平等権を侵害し普通選挙の原則にも反する”という趣旨で憲法不合致決定を下した。

2009. 2. 12. 「公職選挙法」が改正されて在外国民が在外選挙人登録申請や国外不在者申告をすれば2012. 4. 11. に実施する国会議員選挙と2012. 12. 19. に実施する国会議員選挙で投票することができるようになりました。

国外居住している全体在外国民は約287万人で、国内と同様に在外国民数の80%程度を有権者と予想すると、約230万人の在外国民が投票権を行使すると想定されます。

2011年11月13日から2012年2月11日までは  
在外選挙人登録申請および国外不在者申告期間です。

◆ 在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい。